

赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが産まれたら、出生届を提出してください。

届出期間

生まれてから14日以内

届出人

父または母

届出に必要なもの

- ・出生証明書(出産した医療機関から受け取ってください)
- ・母子健康手帳

その他

名前に使える文字には、一定の制限があります。詳しくはお尋ねください。

届出・問合せ先

市民課戸籍住民担当(1階:窓口1番)
☎0153-23-6111(内線3171)



▼詳細はHPから



出産祝金の支給

対象児童

令和3年4月1日以後に出生し、出生後根室市の住民になった乳児

支給対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・対象児童を出産した者またはその配偶者
- ・対象児童の出生した日において、根室市の住民基本台帳に記録されている者

支給額

対象児童1人につき
10万円(1回限り)

▼詳細はHPから



乳児おむつ用品購入券

対象者

根室市内に住民登録があり、令和4年4月1日以後に出生したお子さんの保護者

支給上限額

90,000円(月額7,500円×12ヶ月分)

利用できるおむつの種類

紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき

▼詳細はHPから



児童手当

対象者

中学校終了までのお子さんを養育している方

申請に必要なもの

- ・印鑑及び申請者の金融機関口座番号が確認できるもの
- ・申請者及び配偶者のマイナンバーが確認できる書類

※申請手続きは、出生・転入してから15日以内に行う必要があり、申請が遅れると、支給額が減額となる場合があります。

支給額

■所得制限未満である方

- ・0～3歳未満・・・15,000円
- ・3歳～小学校修了前(第1・2子)・・・10,000円
- ・3歳～小学校修了前(第3子以降)・・・15,000円
- ・中学生・・・10,000円

■所得制限超過となる方・・・5,000円

※令和4年6月から児童手当が改正され、一部の高所得世帯への支給が廃止されます。

申請・問合せ先

子ども子育て課子ども子育て担当(1階:窓口6番)
☎0153-23-6111(内線2144)

子育て応援給付金

出産され育児を頑張る子育て世代に対し、出産後の面談後に育児関連用品等の購入費(5万円)を支給します。

対象者

- ・令和4年4月1日以降に出生届を出し面談した方

申請・問合せ先

面談:子ども支援課子ども支援担当(1階:窓口7番)
☎0153-23-6111(内線2124)
給付金:子ども支援課子ども育成担当(1階:窓口7番)
☎0153-23-6111(内線2123)

こども医療費助成

医療費の保険診療に係る自己負担額を無償化します。



対象者

根室市に住民登録のある0歳から高校生まで

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・お子さんの健康保険証

※上記以外の書類が必要となる場合があります。

その他

差額ベッド代、食事療養費、診断書、1ヵ月健診など健康保険適用外の医療費、助成の対象となりません。

▼詳細はHPから



問合せ先

こども子育て課こども子育て担当（1階：窓口6番）
☎0153-23-6111（内線2143）

新生児聴覚検査費助成

新生児聴覚検査に要する費用の一部または全額を助成します。

北海道内の医療機関で検査を行った際は『新生児聴覚検査受診票』を医療機関へ提出してください。

※北海道以外で検査を行った場合は『新生児聴覚検査受診票』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払い戻し）の申請をしてください。また、市立根室病院で実費により検査を行った場合も償還払い（払い戻し）できます。

対象者

根室市内に住所を有する新生児の保護者で聴覚検査を希望する方。

対象となる検査

初回検査および初回検査において要再検と判断された場合に行う確認検査1回の計2回

助成額

医療機関で実施する新生児聴覚検査料金の一部または全額

問合せ先

こども支援課こども育成担当（1階：窓口7番）☎0153-23-6111（内線2123）

申請に必要なもの

- ・医療機関発行の領収書または出産育児一時金の内訳明細書（検査費用がわかるよう医療機関に依頼してください。）
- ・母子健康手帳
- ・印鑑及び金融機関口座がわかるもの

産婦健康診査費用助成

産後2週間・1ヵ月産婦検診による自己負担分を償還払いにより全額助成します。

産後2週間・産後1ヵ月前後の方を対象に2回まで助成します。

1ヵ月児健康診査費用助成

医療機関等で受けた1ヵ月児健康診査の自己負担分を償還払いにより全額助成します。

産後ケア事業

①乳房ケア費用助成

医療機関等で受けた乳房ケア（乳房マッサージおよび授乳相談）に対し、5回まで費用を助成します。

※市立根室病院以外で実施した場合は『根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払い戻し）の申請をしてください。また、市立根室病院で実費により実施した場合も償還払い（払い戻し）できます。

対象者

出産から12ヵ月未満の産婦（根室市民）

申請に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）
- ・医療機関又は助産院等が発行した領収書等
- ・印鑑及び金融機関口座がわかるもの

※入院中の利用や医療保険診療対象となる場合は除く。詳細はお問合せください。

②宿泊型・日帰り型助成

※利用可能施設、利用方法については、お問合せください。

▼詳細はHPから



